

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和4年6月17日(金)
午後0時58分～午後1時14分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 大久保主計 副委員長 笹森 波
委員 菅原和子 委員 吉田 良
委員 丹野政喜 委員 山田龍太郎
委員 佐々木哲男
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 小畑 和 弥
出席をした 保険年金課長 米本 博 喜
者の職氏名 保険年金課長補佐 太田 英 男
保険年金課 小畑 孝 二
国民健康保険係長
- 6 事務局職員 事務局 長 大澤 博
次長兼議会総務係長 西村 雅 裕
主 査 工藤 旭 子
- 7 付議事件
(1) 議案第52号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

- (2) 議案第53号 名取市新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第54号 名取市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

午後0時58分 開会

○委員長（大久保主計） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長、及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第52号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 先日の本会議で減免について、令和4年4月8日付の国からの通知で令和5年度以降終了するとの答弁がありました。通知の内容について伺います。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長補佐。

○保険年金課長補佐（太田英男） 令和5年度以降、原発被災者の保険税減免を段階的に終了するとのことです。避難解除された地域はおおむね10年目を目途に減免が終了します。具体的には平成26年度以前に避難解除された地域については、令和5年度は半額が減免になり、令和6年度は減免なしとなります。

○委員長（大久保主計） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 避難指示が解除され10年経って、減免がなくなった方の人数はどれくらいいるのでしょうか。令和5年度から減免がなくなる方については令和4年度中にお知らせするというのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長補佐。

○保険年金課長補佐（太田英男） 既に減免が終了した方はおりません。あくまでも令和5年度からとなります。該当する原発被災者については、令和4年度中に通知したいと考えております。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 避難指示が徐々に解除されており、本市に避難されている方は、住所は被災地のままなのか、本市にあるのか捉えておりますでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長補佐。

○保険年金課長補佐（太田英男） 対象者は避難地域から本市にやむを得ず避難されている方で、本市に住民登録がある方となっております。

○委員長（大久保主計） 佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 最終的に原発被災地に戻る意思があるものなのか、10年を目途にということ、終了していいものなのか、考え方を伺います。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長補佐。

○保険年金課長補佐（太田英男） 国民健康保険税の減免の考え方については、本市に住み続ける方、被災地に戻られる方で減免の仕方が変わるという基準は国の通知では示されておられません。あくまでも、避難解除から10年たったことでの減免の終了となりますので、今後の生活拠点によって減免に影響することはありません。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 条文の第4条に加えられる第11項ですが、令和3年の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯は減免されないとの600万円というのは、全国共通なのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長補佐。

○保険年金課長補佐（太田英男） 全国共通で捉えております。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 今回この条文の追加により、今まで減免を受けていた方が、減免から外れるということで、所得は毎年変動があると思いますが、令和4年度においては、この基準で推移すると、どれくらいの方が減免から外れるのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長補佐。

○保険年金課長補佐（太田英男） 令和4年度の見込みを捉えるのは難しいところですが、令和3年度の実績においては、1世帯が600万円を超過し減免対

象となりませんでした。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 名取市新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） これまで何度も延長されてきて、運用に関しては変わらないと思いますが、第4条に提出期限を令和5年3月31日までとなっております。ぎりぎりで3月31日に申請となった場合、次の年度の減免はいつからになるのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長補佐。

○保険年金課長補佐（太田英男） あくまでも、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納付期限の保険税に対する減免申請になります。令和5年3月31日に申請があった方は、令和4年度に納付された保険税に対し減免になります。一度納付され、多いものについては、返金等の対応をさせていただきます。

○委員長（大久保主計） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 次年度の納付額が少ない方については、還付になるのでしょうか。もしくは、そのようなケースは有り得ないのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長補佐。

○保険年金課長補佐（太田英男） あくまでも、令和4年度納付の保険税に対する減免措置ですので、次年度での対応はしないため税額の更正が生じることはないと捉えております。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号 名取市新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 名取市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。笹森 波委員。

○委員（笹森 波） これまでも何度も伺っておりますが、傷病手当の支給期限を3か月ごとに区切られておりますが、市独自で延長することは検討されたのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、保険年金課長補佐。

○保険年金課長補佐（太田英男） 国から示された基準に沿って改正しておりますので、市独自の延長は考えておりません。

○委員長（大久保主計）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号 名取市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第52号、議案第53号及び議案第54号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時14分 散会

令和4年6月17日

民生教育常任委員会

委員長 大久保 主計